

議 案 目 録

令和8年(2026年)6月8日

番 号	件 名
議案第 41 号	令和8年度(2026年度)彦根市一般会計補正予算(第1号)
議案第 42 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
議案第 43 号	彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 44 号	彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 45 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 46 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 47 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 48 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 49 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 50 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 51 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 52 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 53 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 54 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 55 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 56 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 57 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 58 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 59 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 60 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 61 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 62 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 63 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 64 号	彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
報告第 6 号	令和8年度(2026年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 7 号	第39期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 8 号	第24期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 9 号	令和7年度(2025年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 10 号	令和7年度(2025年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて
報告第 11 号	令和7年度(2025年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて
報告第 12 号	令和7年度(2025年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

議案第 42 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 6 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項または第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「および第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「ならびに第 36 条の 3 の 3 第 1 項および第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税

義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。次号および次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。)もしくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族または特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「および」を「または」に改め、「が土地」の次に「または家屋」を加え、「、家屋にあっては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

付則第4条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」

に改める。

付則第 4 条の 4 中「または付則第 17 条第 1 項」を「、付則第 16 条の 3 第 1 項または付則第 17 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項または第 4 項」に改める。

付則第 6 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項または第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第 6 条の 3 中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

付則第 14 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項または第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 16 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第 33 条第 1 項および第 2 項ならびに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金

額、付則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 34 条の 5 から第 34 条の 7 まで、第 34 条の 8 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および付則第 4 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 6 第 1 項前段、第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および付則第 4 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは付則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第 5 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第 16 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 63 条の改正規定および付則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 6 第 2 項の改正規定ならびに付則第 4 条の 4 の改正規定(「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項または第 4 項」に改める部分に限る。)ならびに付則第 6 条の 2 および第 14 条の 2 の改正規定ならびに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(3) 付則第 4 条の 4 の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)および付則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定ならびに次条第 3 項および第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 3 第 1 項および第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について

提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の彦根市市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第 4 条の 3 第 1 項および第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅および同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。)または同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)または同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例付則第 4 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項および第 5 項において「3 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第 14 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第 14 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例付則第 16 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市

民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例

彦根市介護保険条例(平成 12 年彦根市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 条を加える。

(令和 8 年度分の保険料の減免の特例)

第 11 条 市長は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、規則で定める者に対し、令和 8 年度分の保険料を減免することができる。

2 第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第 11 条の規定は、令和 8 年度分の保険料について適用する。

議案第 44 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例
第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「保健師または看護師」を「保健師、看護師または准看護師(以下「看護師
等」という。)」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理
学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規
定による大学(短期大学を除く。)もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科
もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術
を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)または障害児の
療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以
上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を
有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。
ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保
育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあつては、保育士または当該
認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、付則第 8 項または第 9 項の規定によ
り保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制
を確保しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当

該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師または看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師または看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、付則第8項または第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師または看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士または当該認定地方

公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第29条第3項」の次に「もしくは第4項」を、「第44条第3項」の次に「もしくは第4項」を加え、「保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項または第44条第2項により算定されるものをいう。)」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項または第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

付則第11項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

高規格救急自動車

2 契約金額

38,997,550 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 大津市本宮二丁目 9 番 12 号
- (2) 名 称 株式会社滋賀トヨタ
- (3) 代表者 代表取締役 吉 川 敦 巳

4 契約方法

指名競争入札

議案第 46 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市甘呂町 385 番地 1
- 2 氏 名 大 野 勝 美
- 3 生年月日 昭和 50 年(1975 年)11 月 23 日

議案第 47 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市薩摩町 520 番地
- 2 氏 名 月 田 晴 男
- 3 生年月日 昭和 31 年(1956 年)7 月 4 日

議案第 48 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市日夏町 3645 番地 3
- 2 氏 名 古 川 利 博
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)6 月 19 日

議案第 49 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市八坂町 1369 番地
- 2 氏 名 田 中 重 和
- 3 生年月日 昭和 30 年(1955 年)1 月 31 日

議案第 50 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市清崎町 1756 番地
- 2 氏 名 田 中 金 二
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年)8 月 6 日

略 歴

た なか きん じ
田 中 金 二

昭和 25 年 8 月 6 日生

- 1 住所 彦根市清崎町 1756 番地
- 2 学歴 昭和 48 年 3 月 滋賀大学経済短期大学部卒業
- 3 職歴 昭和 57 年 8 月
) 田中工務店
至 現 在
昭和 60 年 4 月
) 西清崎町農業組合組合長
昭和 61 年 3 月
平成元年 4 月
) 西清崎町農業組合組合長
平成 2 年 3 月
平成 5 年 4 月
) 西清崎町農業組合組合長
平成 6 年 3 月
平成 12 年 4 月
) 西清崎町自治会自治会長
平成 13 年 3 月
平成 16 年 4 月
) 西清崎町自治会自治会長
平成 17 年 3 月
平成 20 年 4 月
) 西清崎町自治会自治会長
平成 21 年 3 月
平成 20 年 4 月
) 亀山学区連合自治会会長
平成 21 年 3 月
平成 23 年 7 月
) 彦根市農業委員会委員
平成 26 年 7 月
平成 24 年 4 月
) 西清崎町農業組合組合長
平成 25 年 3 月

議案第 51 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市鳥居本町 2839 番地
- 2 氏 名 松 宮 秀 治
- 3 生年月日 昭和 22 年(1947 年)2 月 19 日

議案第 52 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市高宮町 1047 番地
- 2 氏 名 中 村 義 浩
- 3 生年月日 昭和 40 年(1965 年)3 月 2 日

議案第 53 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南三ツ谷町 1061 番地 2
- 2 氏 名 田 附 隆 司
- 3 生年月日 昭和 29 年(1954 年)11 月 6 日

議案第 54 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市宇尾町 148 番地
- 2 氏 名 吉 岡 巳津夫
- 3 生年月日 昭和 40 年(1965 年)4 月 8 日

議案第 55 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市馬場二丁目 6 番 33-703 号
- 2 氏 名 伴 孝 子
- 3 生年月日 昭和 32 年(1957 年)2 月 4 日

議案第 56 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市甘呂町 1010 番地
- 2 氏 名 辻 毅
- 3 生年月日 昭和 42 年(1967 年)8 月 21 日

議案第 57 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市松原一丁目 8 番 17 号
- 2 氏 名 澤 田 明 子
- 3 生年月日 昭和 43 年(1968 年)12 月 25 日

議案第 58 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大藪町 1628 番地 1
- 2 氏 名 北 村 正 敏
- 3 生年月日 昭和 24 年(1949 年)6 月 10 日

議案第 59 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市稲里町 499 番地
- 2 氏 名 奥 居 善 則
- 3 生年月日 昭和 33 年(1958 年)9 月 1 日

議案第 60 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市肥田町 322 番地
- 2 氏 名 辻 野 久 和
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年)12 月 14 日

議案第 61 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市日夏町 829 番地 1
- 2 氏 名 疋 田 菜穂子
- 3 生年月日 昭和 46 年(1971 年)4 月 23 日

議案第 62 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市高宮町 1787 番地 2
- 2 氏 名 中 村 章 範
- 3 生年月日 昭和 36 年(1961 年)3 月 12 日

議案第 63 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市松原一丁目 9 番 3 号
- 2 氏 名 松 林 孫 三
- 3 生年月日 昭和 28 年(1953 年)2 月 21 日

議案第 64 号

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員に下記の者を任命することにつき、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市犬方町 673 番地
- 2 氏 名 澤 田 勘 一
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年)12 月 11 日

報告第 6 号

令和 8 年度(2026 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 8 年度(2026 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 7 号

第 39 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 39 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 8 号

第 24 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 24 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 9 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度(2025 年度)彦根市一般会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

令和7年度(2025年度)繰越明許費繰越計算書
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
							国 支 出 金	県 債	
総務費	総務管理費	庁舎維持管理事業	19,250	19,250				19,250	
			24,320	24,320	12,160			12,160	
民生費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務	8,126	3,652			3,652		
		コンビニ交付事務	1,078	1,078			1,078		
民生費	児童福祉費	民間保育所施設整備事業	69,211	69,211			46,139	23,072	
		物価高対応子育て応援手当支給事業	388,935	388,062			388,062		
衛生費	保健衛生費	保健衛生一般経費	2,750	2,662				2,662	
		地域農業構造転換支援事業	18,390	18,390			18,390		
農産水費	農業費	団体営土地改良事業	8,783	8,783				7,600	
		農地防災ため池等整備事業(ため池)	5,500	5,500			5,500		
商工費	商工費	彦根市生活応援クーポン事業	985,583	985,583			899,589	85,994	
		俳遊館管理運営事業	24,420	24,420				24,420	
土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう共通事業	10,221	10,221			7,665	2,556	
一 般 会 計									

令和7年度(2025年度)繰越明許費繰越計算書
(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
						国	県	市	債
						支出金			
			路面舗装修繕事業	59,200	59,200		29,350	29,300	550
			芹橋彦富線(彦富工区)道路改良事業	16,797	7,885				7,885
			稲部本庄線(稲部工区)道路改良事業	5,951	5,951		1,643	1,200	3,108
			橋りょう長寿命化推進事業	25,474	21,780		11,477	8,900	1,403
			通学路等安全対策事業	10,291	9,030		4,691	2,700	1,639
			近江鉄道沿線地域公共交通再生事業	83,765	83,764		41,882	41,800	82
		都市計画費	土地利用計画業務	27,187	27,187		19,904		7,283
			J R 稲枝駅周辺整備事業	89,862	89,862		34,072	32,800	22,990
	消防費		消防本部(消防署・分署)庁舎・事務一般管理事業	3,278	3,278				3,278
	教育費		小学校各所整備改修事業	69,278	69,278		23,321	45,900	57
		社会教育費	特別史跡「彦根城跡」公有地化推進事業	6,384	6,383				6,383
			特別史跡「彦根城跡」保存整備および維持管理事業	9,907	9,907				9,907
			名勝「玄宮楽々園」保存整備事業(補助)	33,414	5,445		2,772	1,400	1,273

令和7年度(2025年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国 支 出 金	市 債	
			文化施設適正管理事業	138,006	138,006		51,300	86,706
			開国記念館維持管理事業	880	880			880
	計			2,146,241	2,093,968	1,546,347	222,900	324,721
	合計			2,146,241	2,093,968	1,546,347	222,900	324,721

報告第 10 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて

令和 7 年度(2025 年度)彦根市病院事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

令和7年度（2025年度）彦根市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説	明	
						企業債	国庫 補助金	工・事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	医療機器更新事業	4,895		4,895	4,800					95	人工呼吸器の機器更新について、海外の製造元が機器出荷を一時停止したことにより、納品に遅れが生じたため繰り越すもの	
		計	4,895		4,895	4,800					95		

報告第 11 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和 7 年度(2025 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公
営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

令和7年度（2025年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説	明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	老朽管更新事業	329,796	111,250	218,546	45,000				173,546	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整等に時間を要したため繰り越すもの	
		公共事業関連布設替事業	12,911		12,911		3,843			9,068	県排水路整備工事に伴い布設替工事を行うものであるが、工事間調整が必要なため繰り越すもの	
		配水管布設跡舗装復旧事業	46,750	17,000	29,750					29,750	管布設に伴う舗装本復旧を行うものであるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの	
		公共下水道関連事業	223,395	65,926	157,469			87,723		69,746	下水道工事に伴い配水管布設替工事であるが、下水道工事が繰越処理されるため本工事も繰り越すもの	
		送水管更新事業	309,694	50,000	259,694	97,500	32,825			129,369	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、国の補正予算成立に伴い、本事業費を繰り越すもの	
		浄水関連施設改良事業	68,277	11,748	56,529					56,529	老朽した水道施設の更新を実施するものであるが、水質調査や機器の納入等に時間を要するため繰り越すもの	
		人工衛星画像を用いた漏水リスク評価共同発注事業	4,073		4,073				1,357		2,716	滋賀県水道事業の広域連携の取組として参加するものであるが、国の補正予算成立に伴い、本事業費を繰り越すもの
		計	994,896	255,924	738,972	142,500	34,182	91,566	470,724			

報告第 12 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

令和 7 年度(2025 年度)彦根市下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年(2026 年)6 月 8 日

彦根市長 田 島 一 成

令和7年度（2025年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国 補 助 金	工 事 負 担 金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	883,809	571,101	312,708	198,100	99,709			14,899	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
			87,000	44,700	42,300	17,100	19,100			6,100	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		計	970,809	615,801	355,008	215,200	118,809			20,999	